

# 合 併 公 告

平成 26 年 8 月 18 日

株主及び債権者各位

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号  
日本シイエムケイ株式会社  
代表取締役社長 高井 建郎

当社（以下「甲」という。）は、平成 26 年 8 月 8 日開催の取締役会において、平成 26 年 10 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、日本シイエムケイマルチ株式会社（本店所在地：新潟県北蒲原郡聖籠町東港三丁目 75 番地 6）（以下「乙」という。）、シイエムケイ蒲原電子株式会社（本店所在地：新潟県五泉市村松工業団地一丁目 2 番 5 号）（以下「丙」という。）、株式会社山梨三光（本店所在地：山梨県韮崎市龍岡町下條南割 674 番地）（以下「丁」という。）及びシイエムケイメカニクス株式会社（本店所在地：埼玉県秩父市下吉田 560 番地）（以下「戊」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。これにより、効力発生日をもって甲が乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継し、乙、丙、丁及び戊は解散することとなりますので、下記のとおり公告いたします。

この合併は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。

## 記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
3. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙) 掲 載 紙：官報

掲載の日付：平成 26 年 7 月 18 日

掲 載 頁：66 頁（号外第 161 号）

- (丙) 掲 載 紙：官報  
掲載の日付：平成 26 年 7 月 18 日  
掲 載 頁：66 頁（号外第 161 号）
- (丁) 掲 載 紙：官報  
掲載の日付：平成 26 年 7 月 18 日  
掲 載 頁：45 頁（号外第 161 号）
- (戊) 掲 載 紙：官報  
掲載の日付：平成 26 年 7 月 18 日  
掲 載 頁：38 頁（号外第 161 号）

以 上